

霧島ガストロノミーブランド「ゲンセン霧島」認定制度募集要項 (農林水産物部門)

本事業は、霧島市のあらゆる食の産品を発掘、推進、発展、継続させるため、「きりしま食の道10カ条」に沿った農林水産物を第三者が認めた農林水産物として認定し、販路拡大、収益拡大等に繋げ、霧島市全体の魅力として活用していくものである。

1 募集対象

霧島市内で生産、商品化された農林水産物

2 申請資格（次のいずれかに該当する者）

- ① 霧島市内に居住又は通学・通勤している個人
- ② 霧島市内に事業の本拠地又は生産拠点等を持つ事業者等
- ③ 霧島市内の地域、団体、学校、保育施設、病院施設、宿泊施設、飲食店舗等
- ④ その他、霧島市内外で霧島の魅力を高める事業を展開し、すでに実績がある事業者等

3 申請上限

1年間に申請できる農林水産物は一事業者1件のみとする。

4 審査の流れ

審査は一次審査と二次審査があり、一次審査は原則として申請品の現物及び写真や動画等の資料をもって審査するものとし、二次審査は原則として審査会に出席し、申請品の現物及び写真や動画等の資料をもってプレゼンテーション方式での審査を行う。なお、必要に応じて現地審査等を行うことができるものとする。

5 審査の基準

「きりしま食の道10カ条」を踏まえ、地域性、創造性、市場性、信頼性・安全性、意欲の各項目について審査委員会が審査し、その結果を踏まえ霧島ガストロノミー推進協議会が決定する。

6 認定の評価

審査結果に応じて、認定された農林水産物を最小1つから最大7つまでの星の数で評価する。

7 出願料及び登録料

申請者は、申請時に出願料5,000円、認定時に登録料5,000円を納入しなければならない。なお、既に認定された産品・サービスを再度申請する際も出願料及び登録料は同様とする。但し、青少年の皆様が地域の産品や文化、歴史を学び、自らふるさとを創造する学習の機会につなげることを目的として、教育機関については出願料及び登録料を免除する。

8 認定メリット

- ① 認定証の交付を受けた日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間、霧島ブランド認定品として認定マークを使用することができる。
- ② 霧島ガストロノミー推進協議会が各種団体等と連携し、PR、販路拡大等の各種支援を行う。